

1 信用保証協会設定担保の変更について

保証債務残高を有する事業者において協会が設定している不動産担保の一部抹消、物件の差替・追加、順位変更などが生じる場合は「担保物件変更承認申請書（協会担保設定用）」を提出してください（※あらかじめご相談ください）。

なお、保証債務残高が無い場合には本申請書は不要です。
＜担保物件変更承認申請書（協会担保設定用）＞

担保物件変更承認申請書（協会担保設定用）

① 変更を希望する物件

② 引続き差入れしておく物件

③ 今回追加差入する物件

	所有者	所在地	種類	数量	※評価および権利事項
① 変更を希望する物件					
② 引続き差入れしておく物件					
③ 今回追加差入する物件					

理由

上記の通り担保物件の変更をご了承願いたく申請いたします。

令和 年 月 日

京都信用保証協会 御中

被保証人名

担保提供者兼連帯保証人名

担保提供者兼連帯保証人名

連帯保証人名

連帯保証人名

連帯保証人名

印付

印付

照会者

交付者

有担保保証扱いとなっている借入がある場合はその保証番号を記入してください。（無い場合は空欄で可）

変更内容の○に✓（チェック）を行ってください。

①変更を希望する物件
今回抹消予定物件・増築による数量変更物件など

②引続き差入れしておく物件
今回変更のない物件を記入

③今回追加差入する物件
今回追加する物件を記入

変更理由を詳細に記載してください。

関係者全員の署名（自署）、捺印（実印）を行ってください。

提出日を記載してください。

本申請書は、当協会ホームページ「書式ダウンロード」より取得してください。

＜担保物件変更承認申請時に主に必要な書類＞

書類名	備考
印鑑証明書（写し可）	本申請書の署名者にかかるもの
売買契約書（写）又は買付証明書	売却に伴い担保抹消を希望する場合
返済割付	
不動産謄本	今回追加差入する場合 ※不動産謄本については、今回変更のない物件も含めすべて添付してください
住宅地図	
写真	
地積測量図・建物図面	

2

あるため、正常返済中等（過去返済額の緩和を行っておらず、返済仕振り、業況とも良好で引き続き返済懸念がない等〈表①参照〉）の中小企業者については協会との協議は不要です。

協会との協議が必要な場合は、「保証条件外担保物等の異動協議書」を提出してください。

< 表① >

異動協議が必要なケース	異動協議が不要なケース
< 次のいずれかに該当する先 > ・ 過去も含め返済条件を緩和している先 ・ 返済が延滞している先 ・ 事故報告の提出がある先 ・ その他協議を要する先 (取引金融機関として協議が必要とする先)	< 次の全てに該当する先 > ・ 過去も含めて返済条件を緩和していない先 ・ 返済が延滞していない先 ・ 事故報告の提出がない先 ・ 業況等含め良好である先 ・ 金融機関において問題ないと判断できる先 (信用取引上、正常な先) 【例】 格付けが正常先。 格付けは要注意先であるが、管理は正常先と同様で事業維持可能な先。 等

＜保証条件外担保等の異動協議書＞

保証条件外担保物等の異動協議書									
					年 月 日				
(あて先) 京都信用保証協会					金融機関名 代表者名 _____ (担当者)				
保証条件外担保物等の異動について、下記のとおり約定書第10条および民法第504条の主旨に基づき協議します。									
債務者名					住 所				
協会保証付貸出状況 (※) (単位：千円)									
保 証 番 号	貸付形式	貸 付 日	最 終 期 限	貸 付 額	現 在 残 高	履行状況			
号		・ ・	・ ・						
号		・ ・	・ ・						
取引状況 (単位：千円)									
預金・出資金	A	定期預金	件	固有分割	証	貸	件		
	B	定期積金	件		手	貸	件		
	C	普通・当座	件		割	引	件		
	D	その他	件		そ	他	件		
	合 計				分	小	計		
担保等	E	不動産設定極度	順位 番	協会付保分 (※)		件			
	F	不動産担保価値			合 計				
	G	手 形	件	協					
	G	そ の 他			会				
	合 計			保					
協議内容・理由									
上記（符号）のうち									
稟 議 書									
決裁区分			受理日	年 月 日	起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日	
			回答日	年 月 日	起案者	課・支所			
理事長	副理事長	専務理事	常務理事	部 長	次 長	課 長	補 佐	係 長	係 員
保証条件外担保物等の異動について、下記の とおり回答してよろしいか。									
・同意いたします。									

本協議書は、当協会ホームページより取得してください。

＜主な必要書類＞

- ・不動産売却に伴う担保抹消の場合

書類名
売買契約書（写）又は買付証明書
返済割付
不動産謄本
物件写真
住宅地図
地積測量図・建物図面
不動産評価資料

保証条件外の根担保・根保証の被担保
債権には保証協会保証付債権も含まれ
ますので、債権者の業況悪化により返
済が困難な状況にあるときに保証協会
の同意なく、解除した場合には担保保
存義務違反となることもございますの
でご注意願います。



【問い合わせ先】 審査管轄の本支所へお問い合わせください。

本 所 企業支援部 保証統括課（電話：075-354-1011）

山城支所（電話：0774-43-8822） **南丹支所**（電話：0771-22-1041）

中丹支所（電話：0773-27-6156） 丹後支所（電話：0772-68-0601）